

呉市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）に対する意見について

呉市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）について、市民意見募集等により、皆様から頂いた御意見に対し、市の考え方を示すとともに、必要な箇所の修正を行いましたので報告します。

1 市民意見募集の結果

呉市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画を策定するに当たり、令和2年12月21日（月）から令和3年1月19日（火）まで（30日間）意見募集を行い、2名の方から7件の意見を頂きました。頂いた意見に対する市の考え方及び修正事項は次のとおりです。

提出された意見の要旨	市の考え方等
<p>第7章 計画の重点施策 【事業内容に関すること】</p>	
<p>(1) 運動習慣，食育，健診，介護予防・認知症予防等，諸教室開設など具体的に記述しているが，高齢者の健康維持は，介護予防と介護保険財政の健全化につながるため，取組のための施策をもう少し詳細に明示してほしい。</p>	<p>この計画は，高齢者の福祉施策の推進及び介護保険事業の適正な運営を行うために必要な事業について，今後3年間（計画期間）の方向性と主な取組を定めています。</p> <p>各事業の詳細な取組内容につきましては，その全てを計画に示すことはできませんが，各事業の所管課が，ホームページや広報誌，パンフレットやチラシ等の広報媒体や出前トークなどの啓発活動を通じて広く市民へ周知していきます。</p>
<p>(2) 高齢者が参加しやすい方策を積極的に推進する必要がある。</p> <p>例えば，市民センター，まちづくりセンター等にオープンカフェを設営して，コミュニケーションを促進する方策がある。その際，オープンカフェの費用は，市民からワンコイン寄付を得て賄うなどいかがか。</p>	<p>高齢者が参加しやすい通いの場の設置について，「第7章 計画の重点施策」「基本方針1 生涯にわたり健やかで自立した生活の実現」「基本施策1 主体的な健康づくりの推進」「重点施策3 介護予防・認知症予防活動の充実」「(1) 自立支援・重症化防止に向けた普及啓発（82ページ）」及び「(2) 住民主体で実施する介護予防の充実（83・84ページ）」に記載しています。なお，一部の教室は，利用者の費用負担があります。</p>
<p>(3) 地域共生社会を実現するための核となる地域包括支援センターの認知度が50%弱である。なぜ知られていないのかを分析し，認知度を高めるための次のような取組が必要と思われる。</p> <p>○ 市民が分かりやすく，行きやすい場所（市民センターやまちづくりセンター内，JR駅と併設等）への設置</p>	<p>認知度を向上させるため，発信した情報が受け手に伝わるよう，ホームページや市政だよりなどのメディアを活用した効果的な広報に取り組みます。</p> <p>設置場所が分かりにくいいため，認識されていない施設については，所在場所の掲示方法の工夫や周知方法の改善を図ります。</p>

提出された意見の要旨	市の考え方等
<p>○ 広報について、「あらゆる広報媒体を通じて」と記載してある箇所での、センターの看板の設置、垂れ幕、ポスター、チラシ、テレビ・インターネットを利活用するなどの具体的な記述</p> <p>○ 相談内容によって、関係機関等（ケアマネジャー、社会福祉士、民生委員、呉市福祉保健部等）が一つのテーブルに着いて、課題解決のために協議するネットワークの編成</p> <p>○ コーディネーターとして連携強化等のために、市職員を地域包括支援センター内へ配置</p>	<p>地域包括支援センターの広報の強化については、積極的に取り組む必要があると考えております。</p> <p>頂いた御意見を踏まえ、次のとおり下線部分を修正しました。</p> <p>【修正事項】</p> <p>第7章 計画の重点施策</p> <p>基本方針2 地域で安心して生活するための支援体制の充実</p> <p>基本施策1 地域包括ケアシステムの推進</p> <p>重点施策2 地域包括支援センターの機能強化</p> <p>90ページ (5) 地域包括支援センターの広報の強化</p> <p>(修正前) 高齢者の身近な総合相談窓口としての役割を広く市民に周知するため、あらゆる広報媒体を通じて積極的に情報発信します。</p> <p>(修正後) 高齢者の身近な総合相談窓口としての役割を広く市民に周知するため、<u>呉市のホームページや広報誌などのメディアを活用した効果的な広報を積極的に行います。</u></p> <p>地域包括支援センターは、高齢者等の総合相談窓口として、地域の関係機関（医療・介護事業者、民生委員児童委員、自治会等）や地域住民とのネットワークを構築し、包括的で継続的な支援を行う地域包括ケアを実現するための中心的な役割を担っていることから、地域包括支援センターの機能強化を図るため、令和2年度の組織改革で高齢者支援課を新設し、地域包括ケアグループを設置して連携・支援体制を強化しました。</p> <p>また、包括的で継続的な支援を行うため、市と地域包括支援センターが連携して地域ケア会議（行政職員をはじめ、地域の関係者から構成される会議）を開催し、地域課題の抽出と課題解決の取組を行っています。</p>
<p>(4) 高齢者の社会的価値を高めるために、有償ボランティア、ポイント付与又は介護サービスの付与等を積極的に推進する。</p> <p>財源の確保は、県の森林税のように、市税にワンコイン（500円）を付加してはいかがか。</p>	<p>自分らしく生きがいのある充実した人生を送るためには、地域社会に積極的に参加することが重要であると認識しています。財源の確保についての御意見は、今後の施策の取組を進める上で参考にさせていただきます。</p>

提出された意見の要旨	市の考え方等
<p>(5) これから更に具体的な施策を展開されるが、前期の反省では目標が不明確である。もっと明確な目標値を設定する必要がある。</p> <p>例えば、「高齢者の社会参加率を現状約40%から50%に改善」のように明確にしてもらいたい。目標を共有できることは施策の展開の進捗が計りやすいのではないか。</p>	<p>目標値の設定については、各取組の内容ごとに成果指標として設けています。例えば、社会参加の目標値として、「第7章 計画の重点施策 基本方針3 生きがいを持ち、輝いた生活の実現 基本施策1 社会参加の促進 重点施策1 高齢者の生きがいづくり（114ページ）」に成果指標として「毎日の生活について「生きがいあり」と答えた人の割合」を記載しています。</p>
<p>(6) 高齢者の社会参加（特に男性）に声掛けの場の設定・設置してはどうか。</p> <p>例えば、空き家・空き店舗を活用し、運営を高齢者の輪番制とし、無料休憩所を開設。空き家等の場の改善は高齢者の技術、技能を活用し、高齢者がリラックスして集える場づくりを進め、社会参加の促進をしていくなどいかがか。</p>	<p>御意見は、今後の高齢者の社会参加の場を拡充していく上での参考にさせていただきます。</p>
<p>第9章 計画の推進について 【計画の進捗管理】</p>	
<p>(7) 事業計画は、高齢者一人一人の複雑かつ多様化したニーズに、いかに適切な対応ができ、不安を取り除くことができるかにある。事業推進のためには、事業がPDCA及びOODAプロセスに沿って行われ、地域包括ケアシステムが構築され、地域共生社会の実現に進んでいけるかにあると思われる。</p>	<p>この計画の進捗管理については、「第9章 2 計画の進捗管理（167ページ）」において記載をしていますが、地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現に向けて、各種事業を着実に進めていくためには、計画の進捗管理は大変重要であると考えますので、頂いた御意見を参考にさせていただきます。</p>

2 その他の主な変更点

令和2年12月10日に開会された民生委員会での意見に対する市の考え方及び修正事項は次のとおりです。

意見の要旨	市の考え方等
<p>(1) 計画には、行政側が取り組むICT化という視点は盛り込まれているが、高齢者自身がICTを勉強するといった必要性があると考えるので、高齢者の目線に立って、いかにICTを勉強していただくか、その取組を計画に入れるべきではないか。</p> <p>【修正前】 <input type="checkbox"/> 目指す方向 <input type="checkbox"/> 略 <input type="checkbox"/> 略</p>	<p>ICT化については、「第7章 計画の重点施策 基本方針4 介護が必要になっても、安心して生活できる支援体制の充実 基本施策1 介護を支える仕組みの推進 重点施策1 介護サービス等の充実 (6) ICTの利用促進等による業務効率化の取組の強化 (120ページ)」において、介護サービス事業所におけるICT化を記載しておりますが、高齢者自身がICTを利活用することで在宅での社会参加が可能になるなど、より大きなメリットが期待されるため、高齢者に対するICTの利用促進の取組も必要であると考えますので、次のとおり、介護予防事業を通じて、ICTの利便性を理解し、活用の効果が体験できる学習の機会を提供することの記載を追加します。</p> <p>第7章 計画の重点施策 基本方針1 生涯にわたり健やかで自立した生活の実現 基本施策1 主体的な健康づくりの推進 重点施策3 介護予防・認知症予防活動の充実</p> <p>【修正後】【82ページ】 <input type="checkbox"/> 目指す方向 <input type="checkbox"/> 略 <input type="checkbox"/> 略 <input type="checkbox"/> <u>高齢者の介護予防対策にICTを活用し、自宅や地域に居ながらも、介護予防の専門的知識を有する者から助言を受けることができたり、他地域との交流ができるなど、ICTの利便性や社会参加の広がりを感じることができる学習の機会を提供し、介護予防を通じたICTの利用促進に取り組めます。</u></p>

意見の要旨	市の考え方等
<p>【修正前】 <u>具体的な取組内容</u> (1) 自立支援・重度化防止に向けた普及啓発 ア 運動器機能向上・閉じこもり予防の取組 【各種教室の開催】 *すこやかサロン レクリエーションを中心とし、一人暮らしや閉じこもりがちな高齢者が他者との交流を楽しみます。</p> <p>【修正前】 (2) 住民主体で実施する介護予防の充実 <u>【各種教室の開催】</u> (略) *オーラルヘルスマイトの養成（モデル事業）</p>	<p>【修正後】【83ページ】 <u>具体的な取組内容</u> (1) 自立支援・重度化防止に向けた普及啓発 ア 運動器機能向上・閉じこもり予防の取組 【各種教室の開催】 *すこやかサロン レクリエーションを中心とし、一人暮らしや閉じこもりがちな高齢者が他者との交流を楽しみます。<u>また、タブレットやスマートフォンを活用した交流体験を行い、自宅に居ながらも交流ができるよう支援します。</u></p> <p>【修正後】【84ページ】 (2) 住民主体で実施する介護予防の充実 <u>【各種の住民主体の通いの場】</u> (略) *オーラルヘルスマイトの養成（モデル事業） <u>*通いの場交流会の開催</u></p>
<p>(2) 新型コロナウイルス感染症に対する取組について、重点施策の中で、更に踏み込んで記載すべきではないか。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に対する取組としては、「第7章 計画の重点施策 基本方針2 地域で安心するための支援体制の充実 基本施策1 地域包括ケアシステムの推進 重点施策8 災害時等の体制整備 (4)災害や感染症対策に係る体制整備」に記載していますが、介護事業所等が自然災害や感染症が発生した場合でも、利用者に安定的・継続的にサービス提供を実施するための体制等の取組を更に強化する必要があると考えますので、次のとおり記載を追加・修正します。</p> <p>第7章 計画の重点施策 基本方針2 地域で安心して生活するための支援体制の充実 基本施策1 地域包括ケアシステムの推進 重点施策8 災害時等の体制整備</p>

意見の要旨	市の考え方等
<p>【修正前】</p> <p><u>具体的な取組内容</u></p> <p>(4) 災害や感染症対策に係る体制整備 <u>近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、次の取組を推進していきます。</u></p> <p>○ <u>関係部局と連携して、介護事業所等における災害や感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制を整備していきます。</u></p> <p>○ 広島県や関係団体と連携して、災害・感染症発生時の支援・応援体制を構築していきます。</p> <p>○ 平素からICTを活用した会議の実施等による業務のオンライン化を推進していきます。</p>	<p>【修正後】【109ページ】</p> <p><u>具体的な取組内容</u></p> <p>(4) 災害や感染症対策に係る体制整備 <u>介護サービスは、利用者やその家族の生活に欠かせないものであることから、自然災害や感染症が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供できるよう、次の取組を推進していきます。</u></p> <p>○ <u>介護事業所等が、災害や感染症発生時において、利用者にサービス提供を継続的に実施するための体制と非常の体制における早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」といいます。）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置が講じられているかを定期的に確認するとともに、業務継続計画を従業者に周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう指導を行います。</u></p> <p>○ <u>災害や感染症発生時に、必要な物資が確保できるよう、関係部局と連携して、備蓄・調達・輸送体制を整備します。</u></p> <p>○ 広島県や関係団体と連携して、災害や感染症発生時の<u>介護事業所等</u>の支援・応援体制を構築していきます。</p> <p>○ 平素からICTを活用した会議の実施等による業務のオンライン化を推進していきます。</p>
<p>(3) 計画に呉市はどのくらい介護人材が不足しているのかの記載がない。人材不足を数値化しないと、人材不足に対する目標や施策が立てられないのではないか。</p>	<p>介護人材の確保については、「第7章 計画の重点施策 基本方針4 介護が必要になっても、安心して生活できる支援体制の充実 基本施策1 介護を支える仕組みの推進 重点施策1 介護サービス等の充実 (5)介護人材の確保及び資質の向上 (119ページ)」に記載していますが、本市が介護人材の確保対策を進める上で、市内の介護人材の推計を記載することは必要と考えますので、次のとおり記載を追加します。</p> <p>第7章 計画の重点施策 基本方針4 介護が必要になっても、地域で安心して生活するための支援体制の充実 基本施策1 介護を支える仕組みの推進 重点施策1 介護サービス等の充実</p>

意見の要旨

【修正前】

具体的な取組内容

- (5) 介護人材の確保及び資質の向上
(略)

広島県においても、令和2年度に約2,300人、令和7年度に約6,400人の介護人材の不足が生じるとされています。

市の考え方等

【修正後】【119ページ】

具体的な取組内容

- (5) 介護人材の確保及び資質の向上
(略)

広島県においても、令和2年度に約2,300人、令和7年度に約6,400人の介護人材の不足が生じるとされています。

参考までに、広島県は、第8期ひろしま高齢者プラン及び県内市町の介護保険事業計画の策定に向け、令和元年度に介護人材実態調査を実施し、広島県及び県内市町の介護人材の推計を行っています。

これによると、本市の介護職員は令和元年の2,291人から令和22年には1,464人となり、827人の減少が見込まれています。介護職員一人当たりの要介護認定者数については、令和元年の6.0人から令和22年には9.8人となり、介護職員一人が支える要介護認定者数の増加が見込まれています。

表 介護人材の推計

ア 介護職員数(常勤換算推計値)の推計						
	令和元年	令和7年	令和22年	増減数		
広島県	31,998人	29,838人	24,424人	▲7,576人		
呉市	2,291人	2,016人	1,464人	▲827人		
イ 要介護認定者数と介護職員数(常勤換算推計値)の推計(令和元年を100とした場合の値)						
	要介護認定者数			介護職員数		
	令和元年	令和7年	令和22年	令和元年	令和7年	令和22年
広島県	100	121.0	145.6	100	93.2	76.3
呉市	100	105.8	104.5	100	88.0	63.9
ウ 介護職員一人当たりの要介護認定者数の推計						
	令和元年	令和7年	令和22年			
広島県	4.9人	6.4人	9.3人			
呉市	6.0人	7.2人	9.8人			

※ 令和元年度広島県在宅医療・介護連携事業報告書(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社作成)による。

3 令和3年度介護報酬改定率が示されたことなどによる修正等

令和3年度介護報酬改定率が示されたことなどにより、各サービスの見込量の一部を修正し、また、「検討中」としていた各サービスの給付費及び事業費の見込み並びに保険料等について追記しました。

修正及び追記した項目は、次のとおりです。

第8章 介護保険事業の推進	2	介護サービス別の見込量	【139ページ～153ページ】
	3	地域支援事業の見込量	【154ページ～156ページ】
	4	市町村特別給付	【157ページ】
	5	保健福祉事業	【157ページ】
	6	介護保険料	【158ページ～161ページ】
	7	介護サービス見込量の確保	【162ページ～166ページ】